

在デンバー日本国総領事館 領事班

令和5年メールマガジン第6号（2023年7月24日送）

★★

【今号の内容】

- 消費税免税制度にかかるQ&Aについて
- 夏季休暇期間中における動植物検疫の徹底について
- 「海外安全チャンネル・リョーあん」のご案内

★★

●消費税免税制度にかかるQ&Aについて

本年（2023年）4月1日から消費税免税制度が導入されていますが、この度、同制度にかかるQ&Aが観光庁ホームページ上に公開されました。この制度に関して、当館でもよくお問い合わせを受ける事項について、同ホームページから抜粋した形で以下のとおりご紹介いたします。

- 1 Q:「在留証明」or「戸籍の附票の写し」以外の書類等で免税購入することはできますか。
A:できません。
- 2 Q:免許や相続の手続き等で一時的に日本に住民票を移した場合、免税購入することはできますか。
A:一時的に日本に住所を移した後に海外に2年以上居住していない場合、免税購入することはできません。
- 3 Q:上陸許可（帰国）スタンプは必須ですか。
A:上陸許可（帰国）スタンプは必須です。なお、自動化ゲートを利用される場合は、上陸許可（帰国）スタンプは押印されませんので、税関検査前までに認印が必要な旨を各審査場事務室の職員に申し出ていただく必要があります。

【参考】

◎自動化ゲートを利用する非居住者の方への注意点（国税庁）

<https://www.mlit.go.jp/common/001426107.pdf>

このQ&Aページには、この他にもご参照いただける情報が掲載されていますので、ぜひご利用ください。

◎観光庁：消費税免税制度について：よくある質問

<https://www.mlit.go.jp/kankocho/tax-free/faq.html>

●夏季休暇期間中における動植物検疫の徹底について

農林水産省・動物検疫所及び植物防疫所は、日本の夏季休暇期間を迎えるに当たり、アフリカ豚熱を始めとする家畜の伝染性疾病や植物の病害虫の日本国内への侵入防止の

ため、日本に入国する方に対して、入国に際する畜産物や植物の持ち込み禁止などに関する広報、靴底消毒、携行品及び国際郵便物の検査等を強化することとしています。日本に帰国する予定のある方は、以下のホームページをご参照いただき、ご不明な点がある場合には、日本の動物検疫所又は植物防疫所に直接お問い合わせください。

◎日本への持ち込み規制（当館ホームページ）

https://www.denver.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/jp_consular_mochikomi.jp.html

◎家畜の伝染性疾病の侵入を防止するために～海外へ旅行される方へのお願い～（動物検疫所ホームページ）

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/mizugiwa.html>

◎植物にも検疫が必要です（旅行者（携行品））（植物防疫所ホームページ）

<https://www.maff.go.jp/pps/j/trip/keikouhin.html>

◎動物検疫所お問い合わせ先

https://www.maff.go.jp/aqs/animal/dog/pdf/aqs_contact_list.pdf

◎植物防疫所お問い合わせ先

<https://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/outline/contact.html>

●「海外安全チャンネル・リョーあん」のご案内

外務省領事局海外邦人安全課では、音声プラットフォーム「Voicy」に「海外安全チャンネル・リョーあん」というチャンネルを開設し、海外邦人安全課の課員がパーソナリティとなって、毎週2回程度、最新の海外安全情報を配信しています。海外安全ニュース、今週のとっておき情報、クイズ、国別情報など、皆様のご旅行などの際にも役立つ情報がありますので、ぜひご参考になさってください。

なお、7月21日配信分（#051）では、当館領事が出演して、当地における安全情報などについて紹介しています。

◎Voicy「海外安全チャンネル・リョーあん」

<https://voicy.jp/channel/3321>

◎#051 米国コロラド州から領事がお伝えする「自分の身を守る」ためのポイント！

<https://voicy.jp/channel/3321/571603>

※このメールは当館に在留届を提出された方及びメールマガジン配信を希望された方のメールアドレスに配信しております。

※災害や騒乱等が発生した際、ご家族、ご友人、同僚を守るため、一人でも多くの方

に安全対策に関する情報が届くよう、在留届（3か月以上の滞在）の届出、又はたびレジ（3か月未満の滞在）の登録を、お知り合いの方や出張者・旅行者にご案内いただけますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

在デンバー日本国総領事館 領事班

Consulate-General of Japan in Denver

1225 17th Street, Suite 3000

Denver, CO 80202

TEL: 303-534-1151

FAX: 303-534-3393

E-mail: cgjd-consular@de.mofa.go.jp

Website: <https://www.denver.us.emb-japan.go.jp/>